

墨書や刻印のある江戸時代の石材

文化財課（歴史民俗資料館） ☎2310

VOL. 3



小峰城石垣再生への歩み

本市のシンボル小峰城。東日本大震災で石垣が崩落し、現在、修復に向けた作業を進めています。「小峰城石垣再生への歩み」では、修復作業の様子や再生に向けた取り組みをお知らせします。

石垣の復旧に向けた取り組みの一つに、石材カルテの作成があります。石材カルテでは、石材1個ごとの大きさを計測し、形を図画化しています。また、写真撮影や損傷状況の確認、さらには、加工の特徴や修復する際の再利用の可否等も記録しています。

江戸時代の石材には、矢穴（石を切り出す際に鉄の矢を打ち込んだ穴）などの加工痕のほか、墨書や刻印があります。墨書は「二十式人」や「三拾七人」など人数を書いたものが多く、中には「正」の記号もあります。刻印は「十」や「正」が彫られたものが確認されています。これらがどのような意味を持っているかは不明ですが、石に記された歴史資料の一つとして、石材カルテに記録しています。



三拾七人の墨書のある石材



「十」の刻印が彫られた石材

各種証明書の取得がますます便利になります

本庁舎市民課 ☎1111 内2158

本市では、昨年7月から、住民票などの各種証明書をコンビニエンスストアで交付する「証明書コンビニ交付」をスタートさせました。

今年8月からは、これまでのセブン-イレブンに加えて、ローソン、サークルKサンクスでも証明書が取得できるようになります。

■証明書コンビニ交付

本市に登録された住民基本台帳カード（住基カード）を利用して、全国のコンビニで住民票や印鑑証明、戸籍証明、所得課税証明を交付するサービスです。

- 利用時間 午前6時30分から午後11時まで（年末年始を除く）
- 利用方法 住基カードをコンビニのマルチコピー機にセットして操作してください。

- 手数料
 - ▷住民票・印鑑証明・所得課税証明 200円（窓口交付手数料300円）
 - ▷戸籍証明 450円（コンビニ、窓口ともに同額）

《住基カードの取得方法》

住基カードの交付を希望される方は、本庁舎市民課または各庁舎市民福祉課で手続きをしてください。

- 手続きに必要なもの
 - 運転免許証やパスポートなどの写真付き身分証明書と健康保険証、印鑑登録をしている方は印鑑登録証
 - ※写真付き身分証明書をお持ちでない方は、お問い合わせください。



後期高齢者医療被保険者証の更新時期です

後期高齢者医療被保険者証や限度額適用・標準負担額減額認定証の更新の内容など、後期高齢者医療制度についてお知らせします。

本庁舎国保年金課 ☎1111 内2175

■新しい被保険者証（オレンジ色）を郵送します

75歳以上および一定の障がいがある65歳以上74歳以下の方が加入している、後期高齢者医療被保険者証（ピンク色）の有効期限は、7月31日(木)までです。

8月1日(休)から使用する新しい被保険者証（オレンジ色）は7月下旬に郵送しますので、8月からは、新しい被保険者証を医療機関の窓口で提示してください。

新しい被保険者証は、白い横長の窓開き封筒で送付します。封筒の中には、オレンジ色の被保険者証・小冊子・チラシの3点が入っています。被保険者証は、ミシン目に沿って切り取って使用してください。



白い封筒に入れて送付します

■限度額適用・標準負担額減額認定証を更新するには申請が必要です

住民税非課税世帯の方で、入院および高額な外来診療を受けるとき、同じ医療機関の窓口で支払う金額の上限が自己負担限度額までとなる「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日(木)までです。

8月以降も使用する場合は、改めて申請が必要となります。前年度に利用していて、今年度も該当する世帯には、6月下旬に申請書を送付します。現在お持ちでない方には申請書を送付しませんので、各自申請が必要です。

■障がい認定を受けると後期高齢者医療に加入できます

65歳以上74歳以下の方で、一定の障がいがある方は、申請により後期高齢者医療の被保険者となることができます（さかのぼって加入することはできません）。

【対象となる障がい認定の範囲】

- 障害基礎年金受給者の1級または2級
- 身体障害者手帳の1級から3級および4級の一部

- 精神障害者保健福祉手帳の1級または2級
- 療育手帳の重度

なお、障がい認定を受けて被保険者となった方は、撤回の申請をすることで後期高齢者医療制度から脱退し、国民健康保険や被用者保険等（社会保険等）に加入することもできます（申請日よりさかのぼって脱退することはできません）。

～「不審電話」や「母さん助けて詐欺」にご注意を！！（振り込め詐欺）～

全国各地で都道府県や市区町村の職員を装って電話をかけ、ATM（現金自動預け払い機）からお金をだまし取るとうとする事件が、数多く発生しています。

福島県後期高齢者医療広域連合や本市では、ATMを利用した還付金の払い戻しは一切行っていませんので、ご注意ください。